

現場代理人の常駐義務の緩和措置について

平成23年11月22日
令和7年1月一部改正
亘理町財政課

本町においては、これまで臨時的に現場代理人の兼務を認める運用が実施されてきた。しかし、通信手段が発達した現在では、さらなる施工体制の合理化が求められており、そのため、現場代理人が工事現場での運営、取り締まり、及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、以下のとおり現場代理人の常駐義務を緩和し、兼務を認める運用を実施する。

記

1 対象工事等

以下の全ての条件を満たす3件の工事間で、現場代理人の兼務を認めることとする。

- ・亘理町発注の工事であること。
- ・各々の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の工事であること。

2 現場代理人の兼務承認等

受注者は、契約時に現場代理人兼任願（別紙様式）を各工事監督員に提出するものとする。

発注者は、工事現場の運営や安全管理等に支障があると判断した場合、不承認とすることができる。また、承認後であっても、工事現場の運営や安全管理等に支障があると判断した場合には、解除等を求めることができるものとする。

3 適用

令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事に適用する。ただし、兼務させる一方の工事がこれよりも前のものについても、各々の工事の監督員に兼務承認願を提出することにより対応するものとする。